

こ保運第 1744 号
令和 2 年 7 月 3 日

各保育・教育施設
設置者・施設長・園長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

非常災害時（風水害）における保育所等の対応について

日ごろから、本市の保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

先の「令和元年台風 15 号」（令和元年 9 月）及び「令和元年台風 19 号」（同年 10 月）においては、首都圏で鉄道の計画運休等が行われ、市からの通知に基づき、各園においては、園児を安全に保育できない状況がある場合は、休園や開所時間の短縮等の対応を行っていただきました。

今後の台風等の非常災害時（風水害）においても、避難勧告の発令、公共交通機関の計画運休、施設の被害等により、園児を安全に保育できない状況が発生することも考えられることから、非常災害時（風水害）における保育所等（※）の対応について、別添のとおり基本的な考え方をまとめました。令和 2 年 7 月からこの考え方に基づき、取り扱うこととしますので、御確認いただき、各園において御対応をお願いします。

また、基本的な考え方において示しているとおり、保育所等の所在地により一部基準や対応に違いがあります。そのため、保護者の皆様向けの資料も 2 種類作成しておりますので、各園の設置状況に合致した別添配布資料を用いて、保護者の皆様に周知をお願いいたします。

※保育所、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業、横浜保育室（0～2 歳児クラス）

<補足事項>

自園が土砂災害警戒区域や洪水・高潮・津波による浸水想定区域に含まれているかどうか確認したい場合は、下記ホームページでご確認ください。

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>（横浜市 わいわい防災マップ）

なお、対象区域の園においては、避難確保計画の策定が必要です。避難確保計画及び施設掲示用避難確保計画概要版が未提出の園は、速やかにご提出ください。

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/fusuigai/20180313141643.html>

（水防法、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成等について）

連絡先：

こども青少年局保育・教育運営課
古賀、井上

電話 045-671-3564

F A X 045-664-5479

非常災害時（風水害）の対応の基本的な考え方

1 休園等の判断基準

(1) 気象警報の発令等に伴い休園等とする場合

気象警報の発令等により、①土砂災害警戒区域や洪水・高潮・津波による浸水想定区域（以下「洪水等による浸水想定区域」）に所在する施設と②それ以外の区域に所在する施設ごとに、次表により休園等の対応をお願いします。

①土砂災害警戒区域や洪水等による浸水想定区域に所在する施設の対応

	特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮）	公共交通機関の計画運休（完全運休）の予定が発表されるなど、送迎が困難になる恐れがある場合	警報・注意報以下
避難情報（※1）あり ○災害発生情報 ○避難勧告・指示 ○避難準備・高齢者等避難開始	<u>休園</u>	<u>休園</u>	<u>休園</u>
	在園児がいる場合は避難行動をとってください。（※2）		
避難情報 なし	<u>休園</u> 在園児がいる場合は避難行動をとってください。（※2）	<u>園の判断で登園自粛やお迎えの要請を行うことができます。（※3）</u>	/

②土砂災害警戒区域や洪水等による浸水想定区域以外に所在する施設の対応

特別警報 （大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮）	公共交通機関の計画運休（完全運休）の予定が発表されるなど、送迎が困難になる恐れがある場合
<u>休園</u> 在園児がいる場合は避難行動をとってください。（※2）	<u>園の判断で登園自粛やお迎えの要請を行うことができます。（※3）</u>

- ※1 土砂災害計画区域や洪水等による浸水想定区域等ごとに区長（又は市長）が発令します。
- ※2 園児や職員の安全の確保を図った後、区こども家庭支援課へ連絡してください。
- ※3 要請を行う際は、予め区こども家庭支援課に連絡してください。
区役所の休庁日や業務時間外(17:00～翌日 8:45)は、FAXやメールにより連絡してください。

(2) 保育従事者の配置状況により休園等とする場合

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に、特別警報の発令が想定されている状況等※において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、保育従事者を複数配置できない場合は休園としてください。

また、複数配置ができる場合であっても通常の保育士配置が困難である場合は、園の判断で、保護者に対して登園自粛やお迎えの要請を適宜行うことができます。

※今後の気象情報等については、下記の気象庁のホームページ（神奈川県東部の早期注意情報）を参考にしてください。

【URL】 https://www.jma.go.jp/jp/warn/f_1410000.html

保育従事者の配置	
1人以下の配置となる場合	複数配置は可能であるが、通常の配置ができない場合
休園してください。（※1）	<u>園の判断で登園自粛やお迎えの要請を行うことができます。（※1）</u>

- ※1 休園する場合や要請を行う際は、予め区こども家庭支援課に連絡をしてください。
区役所の休庁日や業務時間外(17:00～翌日 8:45)は、FAXやメールにより連絡してください。

2 保護者や区子ども家庭支援課等との連絡体制の確保

(1) 保護者への連絡体制の確保

ア 年度初め等に、緊急時の引き渡し者について、保護者から書面等で確認してください。また、避難時の持ち出しに対応できるよう改めて御準備をお願いします。

イ 避難行動等を行う場合は、緊急メール等で保護者に避難先をお知らせください。

(2) 区子ども家庭支援課等との連絡体制の確保

休園した場合や、登園自粛の協力依頼を行ったことにより、登園する園児が一人もいない場合においても、区子ども家庭支援課と連絡が取れる体制を確保してください。

3 開所中の情報収集及び避難行動にあたっての留意点

○開所中も、気象情報や避難情報等を随時収集し、各園の所在する地域に避難勧告（警戒レベル3）以上が出された場合は、各園が避難確保計画で予め定めている場所へ避難するとともに、保護者へ避難先の連絡及び速やかなお迎えの協力を要請してください。

○保護者のお迎えまで、園児を安全に預かることができる体制を確保してください。災害対応業務への従事や交通機関の影響で、保護者のお迎えが遅れる場合も同様です。

○土砂災害警戒区域や洪水等による浸水想定区域に所在する施設が指定された避難所に避難する際は、持ち出し物品や保護者との連絡先等の書類を持参する必要があります。

これらの施設については、市防災計画にて作成を義務付けられている避難確保計画のひな形に避難確保資機材一覧が示されているので、これを参考に準備をお願いします。

また、上記の区域に所在していない施設についても、地震などの大規模災害時を想定した避難時の持ち出し物品に、風水害も想定した物品を加えるなどしてください。

4 保育の再開及び停電による断水等による休園等

台風等が通過した後の保育の再開にあたっては、職員の安全、施設の被害状況や周辺状況を確認し、安全な保育ができる環境を確認したうえで、受け入れを開始してください。

また、停電による断水や床上浸水、施設の損壊等により、園児を安全に保育することが困難であると施設長が判断する場合は、休園としてください。

休園とする場合は、保護者への連絡を行ったうえで、速やかに区子ども家庭支援課へ報告をお願いします。保育再開やその時期、再開までの代替保育の提供に係る調整を区子ども家庭支援課と園で行ってください。なお、被害状況によっては、代替保育の提供ができないことも想定されます。

5 園の被害状況の報告のお願い（※依頼させていただく場合は、別途御連絡します。）

園児の保育の確保状況を把握させていただき、状況によっては対応を検討する必要がありますため、園から区子ども家庭支援課に対し状況の報告をお願いする場合があります。

報告方法や内容、期日等については、別途依頼しますので、その際は、お手数をおかけして申し訳ありませんが御協力をお願いします。

6 本市からの情報提供

非常災害時の対応については、この考え方に基づくもののほか、メール及びファクスでも御連絡しますが、確実に御確認・御対応いただくため、市のホームページも随時御確認ください。

【「保育・教育 お知らせ 横浜市」で検索してください】